

第 11 期研究費部会における当面の審議事項等について（案）

- 令和 3 年 3 月 26 日に閣議決定された第 6 期科学技術・イノベーション基本計画において、科研費については、「研究者のキャリアに応じた独創的、挑戦的な研究課題を支援する科学研究費助成事業（科研費）について、若手研究者支援、新興・融合研究や国際化の一層の推進、審査区分の見直しなど制度改善を不断に進めつつ、新規採択率 30%を目指し、確保・充実を図る。」とされたところ。
- この計画の実現に向け、本部会においては、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた科研費の改善・充実について」（令和 3 年 1 月 21 日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会）に示された「3. 中長期的に検討すべきこと」等に掲げられた下記の事項を中心に審議を行う。
- なお、それらのうち、すでに令和 2 年度公募において改善を行うなど取組を進めている事項については、今後数回の応募動向や研究者のニーズを確認した上で、適当な時期に検討することが適当であることから、最新の取組状況を記載している。検討に当たっては、科研費のみならず、他事業による支援状況や研究を巡る環境の変化等も踏まえて検討することが必要である。

1. 国際共同研究の改善・充実

- ・科研費における国際共同研究の推進方策として、平成 27 年度以降、「国際共同研究加速基金」を創設し、国際的に活躍できる独立した研究者の養成にも資する取組を支援している。令和 2 年度公募においては、「国際共同研究強化 (A)」の応募資格について年齢制限の下限を廃すとともに、「帰国発展研究」の応募資格について、種目の趣旨に合致している者であれば、ポストドクターの応募も認めるなどの改善を行ったところである。
- ・国際共同研究の更なる推進のためには、世界的に注目される国際的なネットワークの中で実施すべき研究の支援及び世界をリードし得る若手研究者を育成するための取組を一層充実する必要がある。

2. 科研費において対象とする研究者の範囲と必要とされる金額設定

①研究者の範囲について

- ・応募資格の見直しを行う場合は、これまで応募できていた者の一部が応募できなくなるなど極めて影響が大きいと認め、慎重に検討する必要がある。
- ・諸外国の研究費制度においては、研究代表者として応募できる者は通常 PI と称される研究室主宰者である。毎年の応募件数が 10 万件を超える現状に鑑みれば、科研費においても応募資格者の範囲について検討する必要があるのではないか。
- ・検討に当たっては、府省共通研究開発システム (e-Rad) に登録されている研究者情報を活用するとともに、各機関を対象とした応募資格者に関する実態調査等が必要と考えられる。
- ・他方、若手研究者支援の一環として、科研費により雇用される若手研究者が一定の条件の

下、競争的研究費への応募や研究活動を行うことを可能としていることにも留意する。

②「基盤研究」の在り方について

- ・ 1人又は複数で行う独創的・先駆的な研究を支援する「基盤研究」の応募件数が大幅に増加する中、デュアルサポートの原則を維持した上で、この種目についてどのように考え、今後の厳しい財政状況の中でどうしていくべきか。
- ・ 検討に当たっては、個人研究費等に関するアンケート等により、実態を踏まえて検討することが必要である。また、分野や研究方法によっても必要な経費が異なることに留意する。
- ・ 不測の事態が生じた場合にも柔軟な執行ができ、研究費のより有効な使用にも資する科研費の全種目「基金化」を引き続き推進する。

3. 若手研究者が失敗を恐れずチャレンジできる機会の充実

- ・ 若手研究者の応募機会の充実のため、令和2年度公募から、「若手研究」2回目応募者の「基盤研究（S・A・B）」との重複応募制限を緩和するとともに、「学術変革領域研究（A・B）」を創設したところ。

4. 新興・融合研究を推進するための制度の改善・充実

- ①「挑戦的研究（開拓・萌芽）」の審査に関すること
 - ②「挑戦的研究（開拓）」と「基盤研究（B）」の重複応募・受給制限の緩和について
 - ③「学術変革領域研究（A・B）」に関すること
- ・ ②③については、それぞれ令和2年度公募から導入・創設したところ。

5. 科研費における個人研究とグループ研究の在り方

- ・ 科研費は研究者個人の自由な発想に基づく独創的・先駆的な「学術研究」を支援する競争的資金研究費であることから、「基盤研究」種目群等により、個人の研究を支援することを基本としている。
- ・ 一方、学術の体系や方向を大きく変革・転換し、新興・融合領域の創成を目指すため、多様な研究グループによる有機的な連携によって行う研究も「学術変革領域研究」により支援している。

6. 戦略的創造研究推進事業等との連携

- ・ 科研費により創出されたシーズを戦略的創造研究推進事業（以下「戦略事業」という。）等で支援することにより、イノベーションに繋がるケースも多く、より発展が期待できる場合もあるため、「特別推進研究」の各研究課題の評価結果等の国立研究開発法人科学技術振興機構への提供や、戦略事業における戦略目標設定時の振興会へのヒアリングなどの連携を行っている。